

[資料3]

後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

令和3年1月

山口県後期高齢者医療広域連合

(1) 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

2 ページの「後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて」のとおり、「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定されました。閣議決定の内容は、3 ページ「全世代型社会保障改革の方針（令和 2 年 12 月 15 日閣議決定）（抄）」のとおりです。

① 2 割負担の所得水準について

（4 ページ 後期高齢者の窓口負担が 2 割となる所得基準の考え方について）

2 割負担の所得水準	課税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上 （単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の 年収合計が 320 万円以上）
対象者数	全国では約 370 万人（約 20%） 山口県では 48,454 人（19.9%）

【参考】

山口県の被保険者数 242,964 人 （令和 2 年 12 月末時点）	
現役並み所得	10,609 人（4.4%）
一 般	118,696 人（48.8%）
低所得Ⅱ	70,010 人（28.8%）
低所得Ⅰ	43,649 人（18.0%）

② 施行時期について

施行時期	令和 4 年度後半 （令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの各月の初日を想定）
------	---

後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

- **令和4年度（2022年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めること**で、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、**若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題**である。
- その場合でも、何よりも優先すべきは、**有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されること**であり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、**窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないよう**にすることが不可欠である。
- **2割負担の所得基準、施行日、配慮措置**について政府・与党が協議して確認した。12月14日に全世代型社会保障検討会議の最終報告でとりまとめ。

[① 2割負担の所得基準]

課税所得が28万円以上（所得上位30%（※1））かつ年収200万円以上（※2）の方を2割負担の対象（対象者は約370万人（※3））

（※1） 現役並み所得者を除くと23%

（※2） 単身世帯の場合、複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上。また、収入基準額は、課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提に計算（対象者のほとんどが年金収入であるため、年金収入のみで収入基準額を計算）。

収入基準に該当するかどうかは、介護保険同様に「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額を上回るかで判定

（※3） 対象者数の積算にあたっては、収入基準に該当するかも含めて計算。対象者約370万人が被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は、20%。

[② 施行日]

施行に要する準備期間等も考慮し、**令和4年度後半（令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定）**で、政令で定める。

（次期通常国会に必要な法案の提出を図る）

[③ 配慮措置]

長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい**外来患者**について、**施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入**

（※） 窓口負担の年間平均が約8.3万円⇒約10.9万円（+2.6万円）（配慮措置前は約11.7万円で+3.4万円）

（参考）財政影響（2022年度満年度）

給付費	後期高齢者支援金 （現役世代の負担軽減）	後期高齢者保険料 （高齢者の負担軽減）	公費
▲1,880億円	▲720億円	▲180億円	▲980億円

※ 施行日が2022年度後半であることから、2022年度における実際の財政影響は満年度分として示している上配の財政影響よりも小さくなる。

全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）（抄）

第3章 医療

少子高齢化が急速に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心してできる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことは、我々の世代の責任である。こうした観点から、以下の取組を進める。

2. 後期高齢者の自己負担割合の在り方

第1次中間報告では、「医療においても、現役並み所得の方を除く75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものと改革していく必要がある。これにより、2022年にかけて、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心してできる社会保障制度を構築する。」とされた上で、「後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。」とされたところである。

少子高齢化が進み、令和4年度（2022年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲で負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である。

その場合にあっては、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、自己負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠である。

今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が28万円以上（所得上位30%²）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複身世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とする。

今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度（2022年度）後半³までの間、政令で定めることとする。

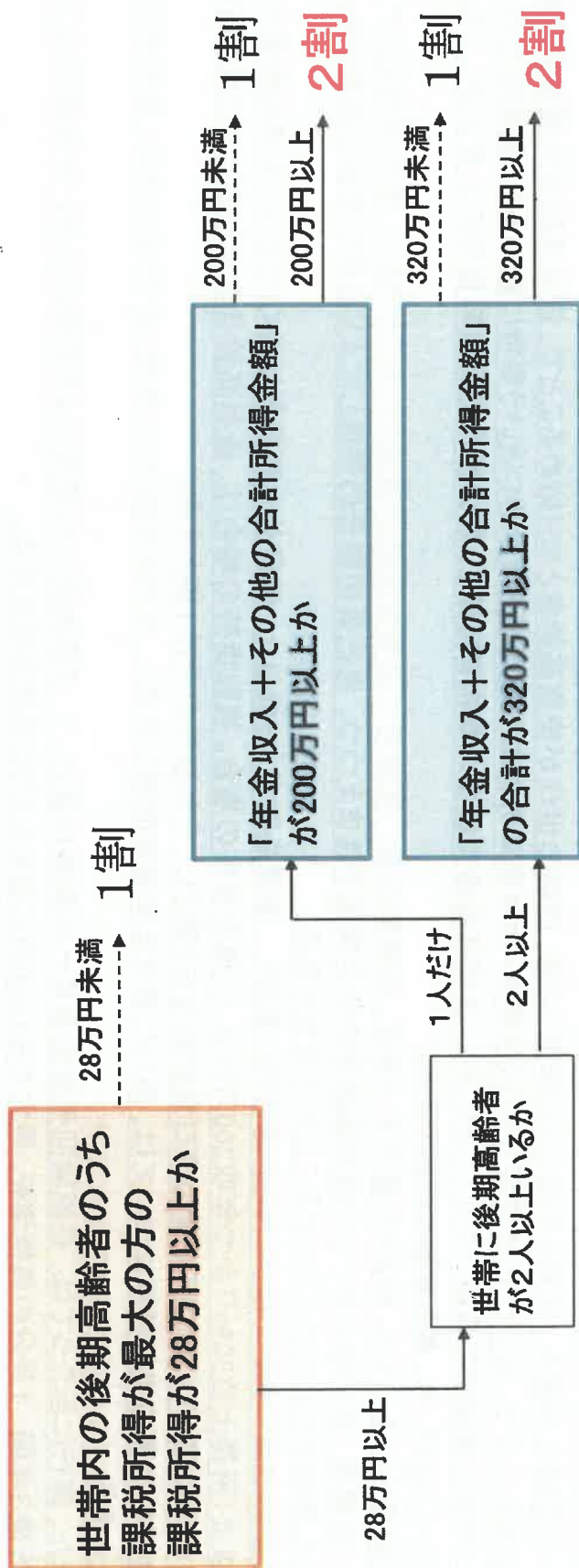
また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入する。

「1.」及び「2.」について、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

² 現役並み所得者を除くと23%

³ 令和4年（2022年）10月から令和5年（2023年）3月までの各月の初日を想定。

後期高齢者の窓口負担が2割となる所得基準の考え方について



○ 「課税所得」は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除）を差し引いた後の金額「所得税などで用いられる考え方」

○ 「年金収入＋その他の合計所得金額」〔介護保険の利用者負担割合と同様の考え方〕

- ・ 年金は、公的年金等控除を差し引く前の金額
- ・ その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額

※単身世帯（後期高齢者が1人の世帯）の年収200万円
＝課税所得（28万円）＋基礎控除（43万円）＋社会保険料控除（16万円）＋公的年金等控除（110万円）

※複数世帯（後期高齢者が2人以上の世帯）の年収320万円
＝課税所得（28万円）＋基礎控除（43万円）＋社会保険料控除（20万円）＋配偶者控除（38万円）＋公的年金等控除（110万円）＋配偶者の年金（78万円）
（基礎年金満額相当）

後期高齢者の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区分	判定基準	負担割合	外来のみの 月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた 月単位の上限額 (世帯ごと)
現役並み所得 約130万人 (約7%)	課税所得145万円以上 年収約383万円以上	3割	収入に応じて80,100～252,600円 + (医療費 - 267,000～842,000円) × 1% ＜多数回該当: 44,400円～140,100円＞	
一般 約945万人 (約52%)	課税所得145万円未満 住民税が課税されている世帯(※)で年収383万円未満	1割	18,000円 〔 年14.4万円 〕	57,600円 ＜多数回該当: 44,400円＞
低所得Ⅱ 約435万人 (約24%)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超			24,600円
低所得Ⅰ 約305万人 (約17%)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下		8,000円	15,000円

※ 一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

注) 年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。

人数は後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査における令和2年7月時点のもの。

計: 約1815万人

配慮措置の考え方

○ 配慮措置については、下記の内容で講じる。

- ① 長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、世帯の所得の状況等に応じて、2割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大でも月3,000円に収まるよう措置を講じる。

※ 具体的には、負担額が月6,000円を超えた場合（すなわち医療費が30,000円を超えた場合）には、超えた医療費については1割負担となるよう、高額療養費の上限額を設定する。

※ 窓口負担の年間平均が約8.3万円⇒約10.9万円（+2.6万円）（配慮措置なしだと約11.7万円（+3.4万円））

※ 負担増となる被保険者のうち、外来受診に係る配慮措置を受けられる者の割合： 約80%

- ② 急激な負担増を抑制するためのものであり、施行後3年間の経過措置とする。

